

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和6年度予算概算決定・令和5年度補正)

林野庁

※本資料は、令和6年度政府予算概算決定及び令和5年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。

※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。

※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

※令和6年度予算については、概算決定段階のものであり、今後、変更や修正の可能性があります。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyuu.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
							非住宅建築物																			住宅
							公共建築物										民間非住宅建築物									
							学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅								
＜施設整備への支援＞																										
1	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策（うち木造公共建築物等の整備）	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対する支援	地方公共団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の者が利用する公共建築物であること ○補助対象施設の面積が300㎡以上であること ○木造化の場合、対象施設の地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること。木質化の場合は木質化事業面積が300㎡以上であること ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること ○構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○木造化：建設工事費の15%以内（ただし、GLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内） ○木質化：木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと） 	64億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域材の利用が必須	<ul style="list-style-type: none"> ○都市（まち）の木造化推進法に基づく市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象 ○公立小中学校の校舎木造化は補助対象外 ○営利目的の施設は補助対象外 ○庁舎、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外 ○都道府県の交付金事業としての支援であるため、整備箇所の都道府県交付金事業計画に含まれるものが対象 	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html		
2	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入（うち効率化施設及び活動拠点施設）	効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を支援	森林整備法人等、選定経営体	<ul style="list-style-type: none"> ○受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること ○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○効率化施設整備：1/2以内 	64億円の内数										山元貯木場管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること 	林業生産施設等の整備を支援するため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁経営課 TEL：03-3502-8055 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html			
3	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策（うち木材加工流通施設等の整備）	需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること ○事業実施主体は、一定量の地域材の利用の増大を目的として、木材安定取引協定の締結を行うこと ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること 等 	1/2以内等	64億円の内数										製材工場、集材工場等の製品保管倉庫等	<ul style="list-style-type: none"> ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること 	木材加工流通施設等の整備を支援するため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/koufukin2.html			

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和6年度概算決定額 (令和5年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																			住宅		
								公共建築物											民間非住宅建築物										
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港		高速道路S・A・道の駅									
15	農林水産省(水産庁)	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の充実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等に対し支援	地方公共団体、漁業協同組合等	各地域の浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること等	交付率(1/2等)	20億円の内数																〇 (漁業共同利用施設)		都道府県を通じての交付金となっています。		水産庁防災漁村課 TEL:03-6744-2391	http://www.famaff.go.jp/bousai/koufukin/index.html	
16	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対し支援	地方公共団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 〇主要構造部に木材を一定以上使用するもの 〇耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの 〇用途が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの 〇多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に関する取組がなされるもの 〇伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 〇調査設計費：木造化に係る費用の1/2以内 〇建設工事費：木造化による係増し費用の1/3以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な場合は、建設工事費の10%以内 (上限額：3億円) 	447.10億円の内数																不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの(劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等)	〇 (共同住宅等に限定)		評価事務局HPに掲載		国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL:03-5253-8111	
17	総務省	(地方財政措置)地域活性化事業債		地方公共団体	一般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	<ul style="list-style-type: none"> 〇充当率：起債対象経費の90%以内 〇交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入 	-																				総務省地域力創造グループ地域政策課 TEL:03-5253-5523		

地方財政法第5条第5号に規定する公共施設又は公用施設で、普通会計で整備するものが対象。

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち

木造公共建築物等の整備

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円の内数】

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：定額（1/2以内等）

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
（都市の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



○事業のポイント

・木材利用の波及効果・展示効果の発揮

事業対象とする施設については、都市の木造化推進法第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の者に利用される非営利目的の施設であり、延べ面積が300㎡以上であること。

木造化：原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること。
内装木質化：地域材を用いて木質化を行う箇所の合計面積が300㎡以上であること。

・合法伐採木材使用の促進

製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること。

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用すること。

・中層等の公共建築物の整備促進

地域材の計画的な調達に寄与する材工分離発注方式の活用を優先的に支援。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち

高性能林業機械等の導入（継続）

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123（7,132,339）千円の内数】

<対策のポイント>

- 1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な**高性能林業機械等の購入を支援**
- 2 効率的かつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な**高性能林業機械等のリースを支援**

<事業内容>

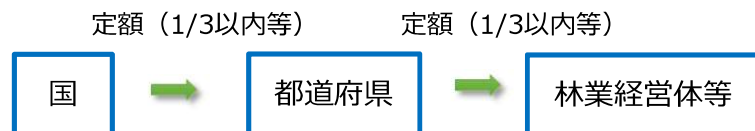
1 高性能林業機械等の整備

- ・ 事業内容
 - (1) 林業機械作業システム整備（購入補助）
 - (2) 効率化施設整備
 - (3) 活動拠点施設整備
- ・ 事業実施主体
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2)、(3) の事業：定額（1/2以内）

2 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）

- ・ 事業内容：
林業機械のリース支援
- ・ 事業実施主体
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

高性能林業機械等の導入支援

素材生産型



【伐採、造材】
ハーベスタ
プロセッサ 等



【集材、運搬】
フォワーダ
架線式グラップル 等

造林保育型



【地拵え、植付】
マルチャー
資材運搬ドローン 等



林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図る

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8055）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円】
 (令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,585,500千円)
 (令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内数)

＜対策のポイント＞

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策

再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

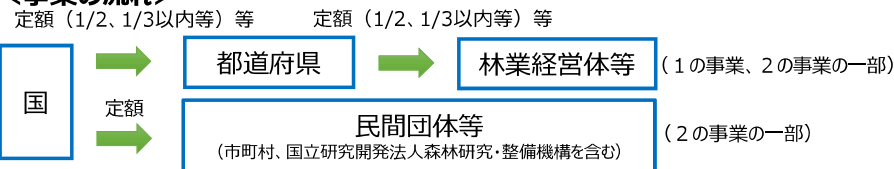
(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000,048千円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

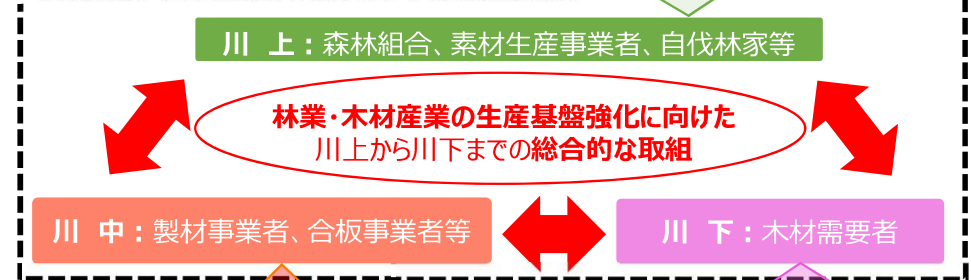
林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策 (ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備
 (地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備 (枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、**特用林産振興施設等の整備** (廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、**木造公共建築物等の整備**

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

木質バイオマス利用促進施設整備

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123 (7,132,339) 千円の内数】

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※5

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

<<補助対象>>

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チップパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策のうち

特用林産振興施設等整備（拡充）

【令和6年度予算概算決定額 6,410,123（7,132,339）千円の内数】

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

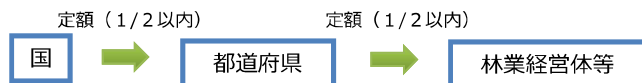
特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

また、支援にあたり、**生産資材の国産化や廃菌床の再利用に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）**のほか、**新規参入者に対する優先採択（ポイント化）**を設定します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

○生産資材の国産化や廃菌床の再利用に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）

○新規参入者に対する優先採択（ポイント化）



コーンコブ



廃菌床



多様な担い手の確保

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

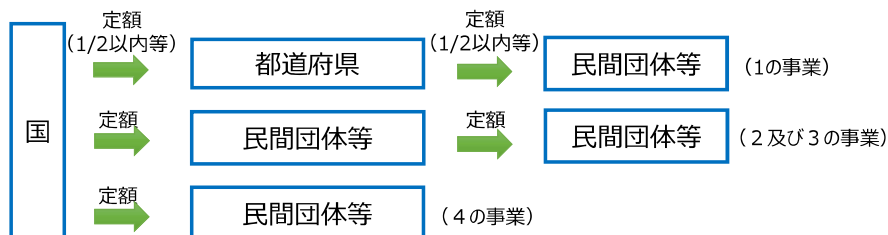
＜事業の内容＞

- 1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備** 整理番号6
スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 2. 花粉症対策木材利用促進** 整理番号42
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等における、スギJAS構造材等の利用の促進を支援します。
- 3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**
スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**
スギ材を活用した建築物の木造・木質化を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円】

＜対策のポイント＞

木材産業の国際競争力強化や木材輸出の拡大に向けた原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、日本産木材製品等の輸出拡大、林業の担い手の育成・確保を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³ [令和3年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 林業・木材産業の生産基盤強化＜一部公共＞

路網整備、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

2. 林業のデジタル化・イノベーションの推進

航空レーザ計測による森林資源情報のデジタル化を支援するとともに、林業機械の自動化・遠隔操作化技術、木質系新素材の開発・実証を支援します。

3. 建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

JAS構造材の建築物への利用実証・普及、CLTを用いた中高層・非住宅建築物の実証、外構部の木質化の推進等を支援します。

4. 木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動、きのこの知的財産保護の取組を支援します。

5. 林業の担い手の育成・確保

新規就業者への体系的な研修、労働安全衛生装備・装置の導入等を支援します。

＜事業イメージ＞

林業・木材産業の生産基盤強化

- 木材製品の国際競争力の強化に向けた合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、高付加価値化等のための木材加工流通施設の整備
- 原木の低コストかつ安定的な供給のための路網整備、高性能林業機械等の導入、搬出間伐の実施 等



木材加工施設の整備



路網の整備

林業のデジタル化・イノベーションの推進

- 路網整備や施業集約化を省力化・効率化する航空レーザ計測・解析
- 林業の安全性・生産性の向上に資する林業機械の自動化・遠隔操作化技術の開発・実証 等



森林資源情報のデジタル化

建築用木材供給・利用の強化（木材製品の消費拡大対策）

- 非住宅分野等における木材製品の消費拡大に向けた
- CLTを活用した設計・建築等の実証
- JAS構造材の実証的な活用
- 木製塀の外構部等の木質化の実証 等



CLTを活用した設計・建築実証

木材需要の創出・輸出力の強化（木材製品等の輸出支援対策）

- 日本産木材製品の認知度向上のための訪日外国人向けのプロモーション活動
- 付加価値の高い木材製品の輸出促進に向けた輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品開発・性能検証 等



輸出先国の規格・基準に対応した性能検査

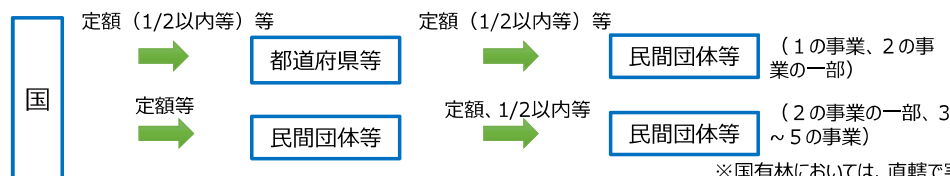
林業の担い手の育成・確保

- 新規就業者が効率的な技術等を習得するための体系的な研修
- 労働安全衛生装備・装置の導入 等



労働安全研修

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

強い農業づくり総合支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 12,052（12,052）百万円】

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための先駆的モデルや農業支援サービス事業者の育成等を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械の導入を支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

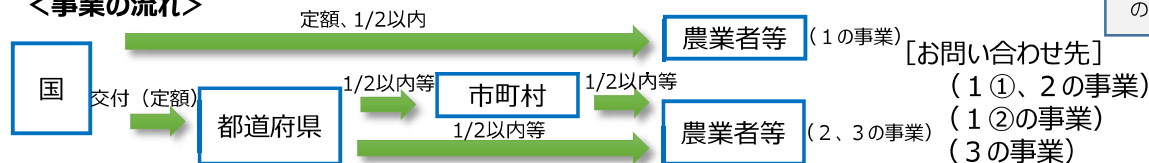
② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

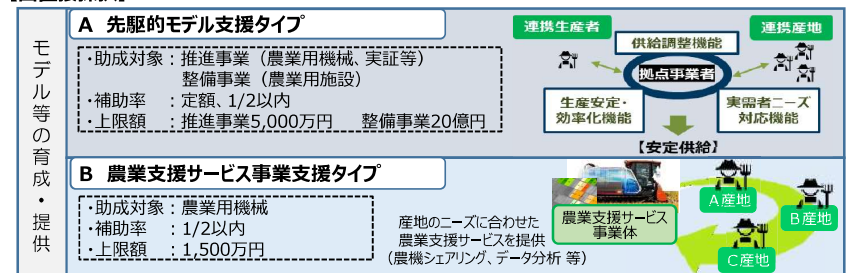
品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【国直接採択】



【都道府県向け交付金】



産地生産基盤パワーアップ事業

【令和5年度補正予算額 31,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- 園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。
- 国産シェア拡大対策**
国産麦・大豆の**増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、国産加工・業務用野菜等のサプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、流通加工施設の整備、需要拡大に資する全国的な取組等**を支援します。

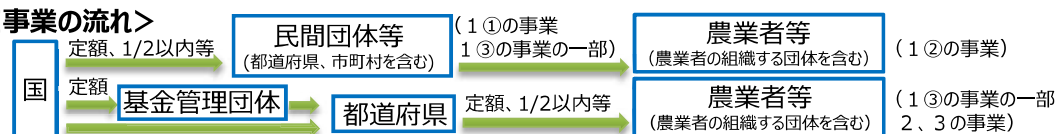
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 果樹・茶の改植や新樹形導入
- 国産シェア拡大に向けた施設
- 流通効率化に向けた機械・施設

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- 優先枠の設定
- スマート農業推進枠
- 施設園芸エネルギー転換枠
- 持続的畑作確立枠
- 施設整備
- 優先枠の設定
- 中山間地域の体制整備
- 農産物輸出に向けた体制整備

生産基盤の強化

継承ハウス、園地の再整備・改修

堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| (1①、2の事業) | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1②③、3①の事業) | 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1②の事業) | 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (1③の事業) | 穀物課 | (03-3502-5959) |
| (3②の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人 [令和7年度まで]）
- 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備

太陽光発電設備



販売・交流施設等



電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- （1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）
- （2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

整理番号13

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、**国内外へのプロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。

＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保等を支援**します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査等を支援**します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

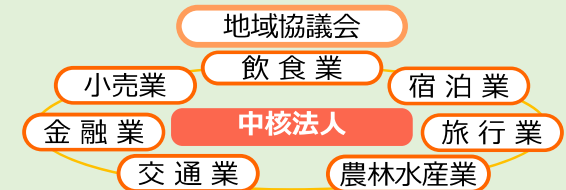
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 農家民泊等における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備



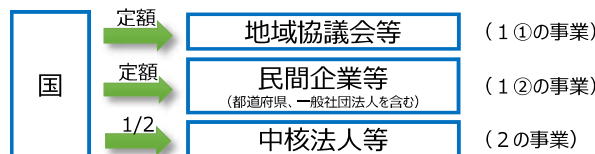
専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備



＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

整理番号14

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

＜事業目標＞

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

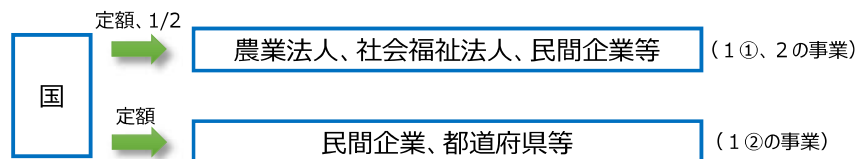
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（簡易整備の場合は上限200万円、高度経営の場合は上限1,000万円、経営支援の場合は上限2,500万円、介護・機能維持の場合は上限400万円）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

浜の活力再生・成長促進交付金

整理番号15

【令和6年度予算概算決定額 1,952 (2,402) 百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策等の取組**を支援します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

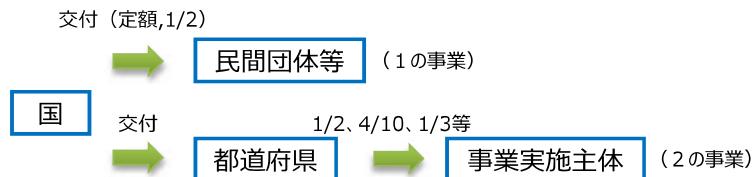
1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

優良木造建築物等整備推進事業 **見直し**

令和6年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(447.10億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。カーボンニュートラルに資する事業に補助対象を重点化するため要件を追加する。

※下線は令和6年度予算における見直し事項

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の10%)

※補助額の上限は合計3億円

● 補助要件

下記の要件を満たす木造建築物

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
 - ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
 - ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの
 - ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
 - ⑤ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）
 - ⑥ 伐採後の再生林や木材の再利用等に資する取組がなされるもの
- 等



【補助対象のイメージ】中層の木造建築物（事務所）

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和6年度予算(案) 4,719百万円(新規)】

【令和5年度補正予算額 6,171百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

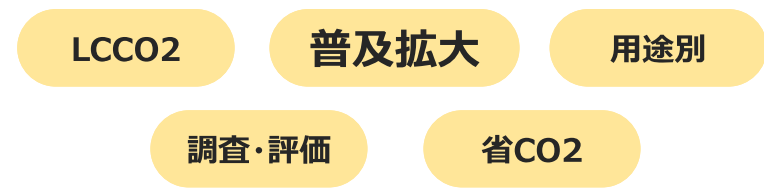
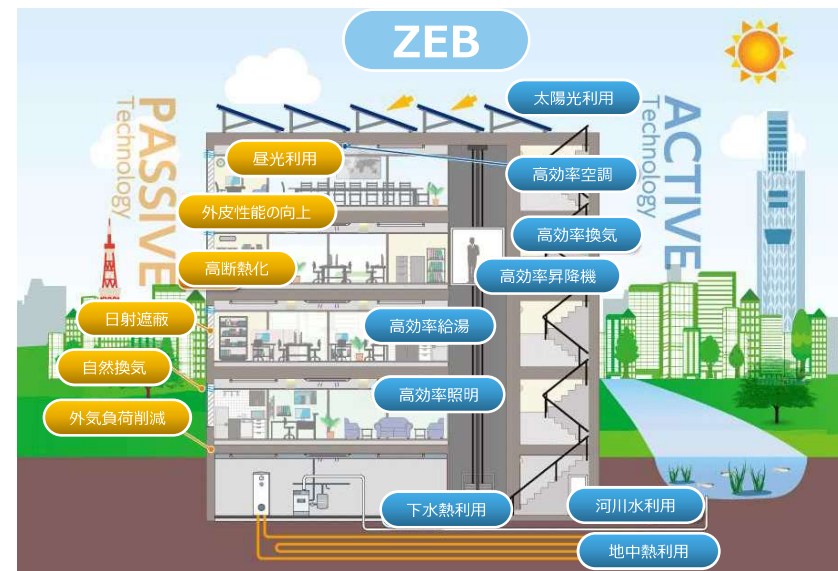
2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)
 - ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ② 既存建築物のZEB普及促進支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部国土交通省連携事業)
 - ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
 - ② ZEB化推進に係る調査・検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (国土交通省、経済産業省連携事業)
- (5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(メニュー別スライドを参照)・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 (ほか) 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3~1/4 (上限3~5億円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和6年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
- ※2 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※3 延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部国土交通省連携事業)



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- ・ 建築物における更なる付加価値向上の可能性を模索し、快適で健康な社会の実現に貢献する。

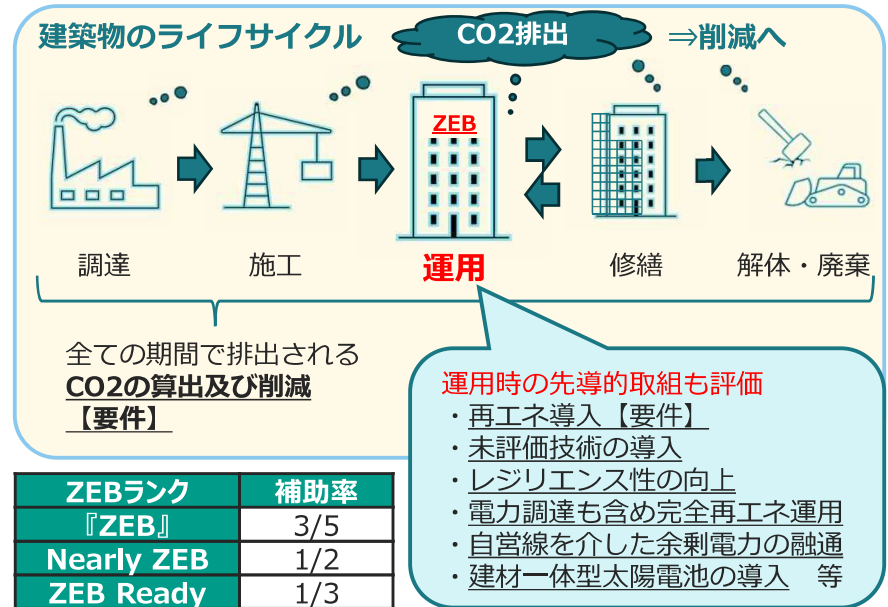
2. 事業内容

- ① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (国土交通省連携事業)
- 建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2 : LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。
- ◆補助要件：ZEB Ready基準以上の省エネルギー性能を満たし、(1) 事業と同様にエネルギー管理体制の整備、ZEBリーディング・オーナーへの登録、ZEBプランナーの関与等がある上で、LCCO2の算出及び削減、再エネの導入等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
 - ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
 - ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等
- ② ZEB化推進に係る調査・検討事業
- 建築物の脱炭素化・ZEB化を先導・推進するために必要な調査・検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5～1/3 (上限5億円)) ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者、団体等※3
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和6年度予算（案） 7,550百万円（6,550百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記②のZEH+のうち、断熱等性能等級6以上の外皮強化に追加補助：25万円/戸等
- ④上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

（2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

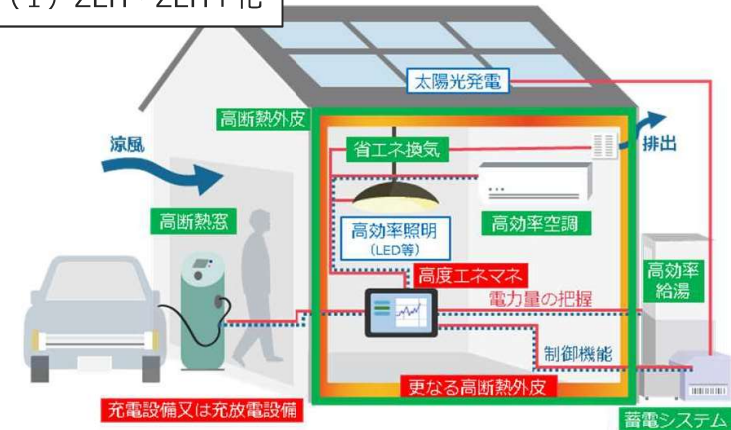
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例

（1）ZEH・ZEH+化



- ①ZEH補助対象
- ②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用

（2）断熱リフォーム



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和6年度予算（案） 3,450百万円（3,450百万円）】
 【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



(2) 断熱リフォーム

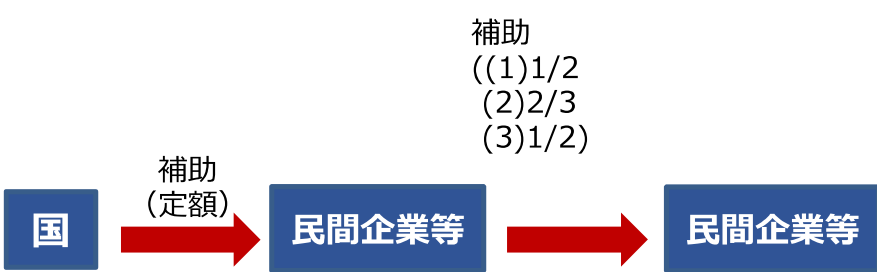
トータル断熱 高性能建材を用いた断熱改修
 居間だけ断熱 主要居室の部分断熱改修が可能



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度当初予算案額 57億円（68億円）

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>事業目的</p> <p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>（1）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援 超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する。</p> <p>（2）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。</p> <p>（3）次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。</p> <p>※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。</p>	<p>事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</p>  <p>補助 ((1)1/2 (2)2/3 (3)1/2)</p> <p>国 → 補助(定額) → 民間企業等 → 補助 → 民間企業等</p> <p>成果目標</p> <p>令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し（約6,200万kI削減）達成に寄与する。 令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。</p>



公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度予算額（案）	683億円
（前年度予算額）	687億円
令和5年度補正予算額	1,558億円
（令和4年度第2次補正予算額）	1,204億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
 - 避難所としての防災機能強化
 - 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等
- ※体育館への空調新設は補助率1/2、令和7年度まで

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



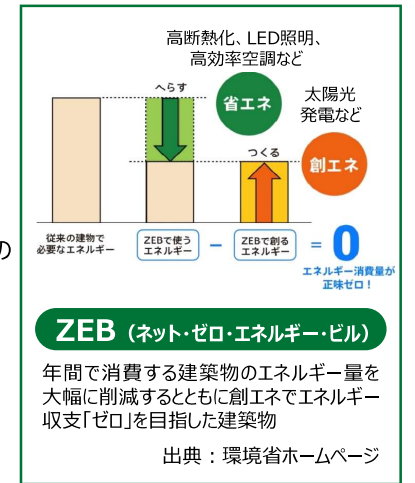
バリアフリートイレの整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



具体的な支援策

制度改正

学びの多様化学校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充**
 （廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合における新しい支援メニューの創設：**補助率1/2、令和9年度まで**）

単価改定

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増
対前年度比+10.3%
 小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
 R5:268,300円/㎡ ⇒ R6:296,000円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

令和6年度予算額（案）	363億円
（前年度予算額）	363億円
令和5年度補正予算額	603億円

国立大学・高専等施設の整備

概要

- ◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、施設の戦略的リノベーションによる老朽改善、DXを含む教育研究の高度化・多様化・グローバル化等の機能強化、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進し、キャンパスの質及び魅力の向上を図る。
- ◆ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備充実を図り、産学官連携によるキャンパスの共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進することによって地域の社会課題解決・イノベーション創出や地域防災に貢献する。

事業内容

①安全・安心な教育研究環境の整備

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



落下の危険がある外壁



老朽改善された施設

②イノベーション拠点の強化等

人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



イノベーション人材育成のための教育環境



フレキシブルなオープンラボ

③カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



創エネルギー設備の整備



高効率空調の整備

産業界との共創



学生と起業家・地元企業との交流を促進する共創の場



体育館をリノベーションしたコワーキングスペース、スタートアップ創出拠点

地方公共団体・地域社会との共創



県や市と連携して地域防災支援を行う活動拠点

産学連携・実証実験

地域との連携・支援

イノベーション・コモンズ（共創拠点）

老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野・場面・プレイヤーが共創できる拠点

広域的・発展的な大学間の連携



国内外の大学や企業との連携拠点



研究者間の連携を促進する最先端研究の拠点

他の大学・研究機関等との共創

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課）

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和6年度予算額（案）	93億円
（前年度予算額）	90億円
[令和5年度補正予算額]	109億円]

背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が1日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

1. 耐震化等の促進 40億円（40億円）[45億円]

○私立学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援、耐震診断費のみに係る補助については令和7年度まで延長

<補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内等>

- ・耐震改築（建替え）事業 20億円
- ・耐震補強事業 13億円
- ・その他耐震対策事業 7億円

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施

「国土強靱化年次計画2022」（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）
構造体の耐震化、非構造部材の耐震対策等について、令和10年度までに完了。国公立に比べ耐震化（特に非構造部材の耐震対策）が遅れており、耐震化の早期完了は喫緊の課題。

【現状】

・構造体の耐震化率	(小～高) : 93.3%	(大学等) : 95.6%
・屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率	(小～高) : 81.3%	(大学等) : 66.7%
・吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率	(小～高) : 39.9%	(大学等) : 20.6%

2. 私立学校施設環境改善整備 10億円（8億円）[54億円]

○熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援 <補助率：大学1/2以内、高校等1/3以内>

- ・熱中症対策としてエアコン設置、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
- ・教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）やエコ改修（LED照明）などの整備を支援

【空調整備】
空調の整備による
熱中症対策



【エコ改修】
照明のLED化
による省エネ
対策の推進

3. 私立大学等教育研究装置・設備 23億円（29億円）[4億円]

○私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援

- ・私立大学等の教育・研究用の装置（分析透過電子顕微鏡システム等）の整備、ICT施設の改造工事等を支援 <補助率：1/2以内>
- ・私立大学等の教育・研究用の設備（学生等がデジタル技術を活用した高度な教育を享受するために必要なシステム等を含む）の整備を支援

<補助率：教育基盤設備1/2以内、研究設備2/3以内>



【高分解能走査電子顕微鏡装置】
ナノレベルの微小領域における物質構造の観察等を通じ、高度な分析技術を授業等で習得することが可能。



【DNAシーケンサー】
サンガー法によりDNAの塩基配列を解明。遺伝病や感染症の診断・治療法の開発および地域生態系の解析・資源利用に大きく寄与。

4. 私立高等学校等ICT教育設備 21億円（14億円）[6億円]

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援 <補助率：端末整備2/3以内、ICT教育設備整備1/2以内>

※ [] は令和5年度補正予算額。なお、単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。



私立幼稚園施設整備費補助金

現状・課題・事業内容

緊急の課題となっている**国土強靱化**の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費に対する補助を実施する。また、**子育て支援**の更なる充実を図るため**預かり保育**などに幼稚園として取り組むために必要な環境整備を促進する。

- 1 耐震補強※ …… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
- 2a 防犯対策 …… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置
- 2b 特別防犯対策※ …… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5-R7：補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進)
- 3 新築・増築・改築※ …… 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
- 4 アスベスト等対策 …… 吹き付けアスベストの除去等
- 5 屋外教育環境整備 …… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
- 6 エコ改修※ …… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
- 7 内部改修※ …… 預かり保育等のための園舎の改修（間仕切り設置、空調整備等）
- 8 バリアフリー化 …… スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備



対象校種	私立の幼稚園	補助割合	国 1 / 3、事業者 2 / 3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強 特別防犯対策 国 1 / 2、事業者 1 / 2
実施主体	事業者（学校設置者）	対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

※ 耐震補強、改築、内部改修の一部及び特別防犯対策、エコ改修については令和5年度補正予算で措置

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和6年度当初予算案 252億円（352億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和6年度においては令和5年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

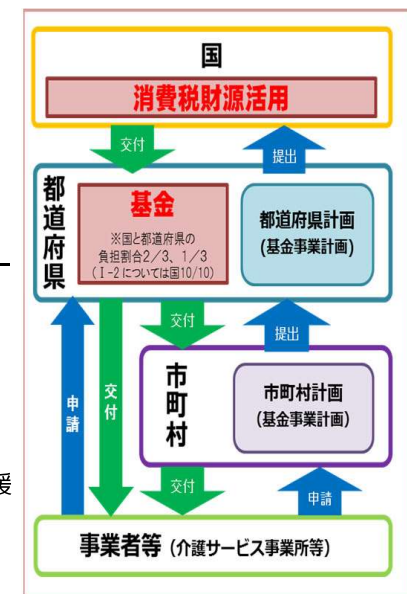
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

- 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
 - ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- 介護施設の開設準備経費等への支援
 - ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
 - ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
 - ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
 - ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
 - ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。
- 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
 - ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
 - ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
 - ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
 - ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



<令和4年度交付実績> 42都道府県

社会福祉施設等施設整備費補助金

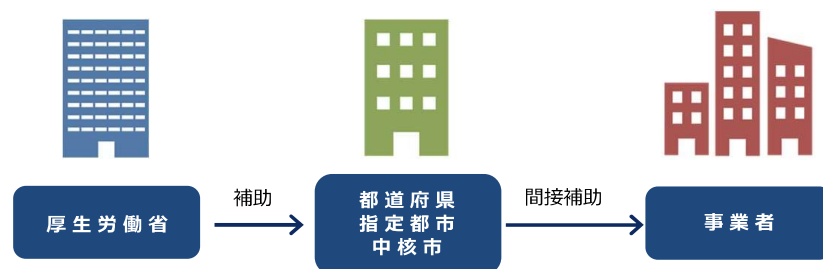
令和6年度当初予算案 45億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和5年度補正予算額 102億円

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 [間接補助]
(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動介護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

事業実績：162件（令和4年度）

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】

施策名：社会福祉施設等施設整備費補助金
(障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備事業)

令和5年度補正予算額 26億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3035)

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

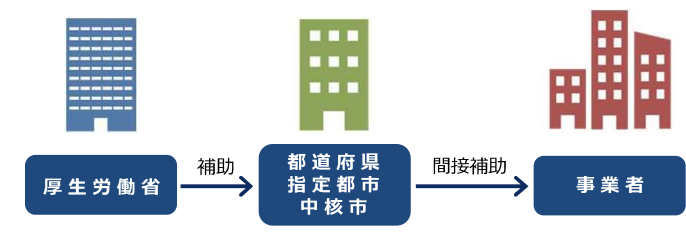
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

【○水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等】

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3035)

施策名:社会福祉施設等施設整備費補助金

令和5年度補正予算額 76億円

(障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業)

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
				○

③ 施策の概要

障害者支援施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

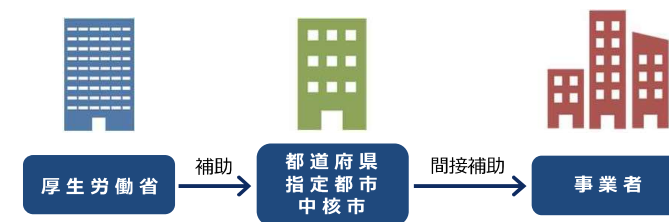
耐震化整備、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等改修、浸水被害等に備えた改修等に要する費用

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者支援施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

就学前教育・保育施設整備交付金

成育局 保育政策課

令和6年度当初予算案 245億円 + 令和5年度補正予算 318億円 (令和5年度当初予算 295億円)

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(公立) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

原則国1/3、設置者（市区町村）2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1/2、設置者（市区町村）1/2

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張 スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉 施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設
		<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所
		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業所
		※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】 定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

令和6年度当初予算案 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

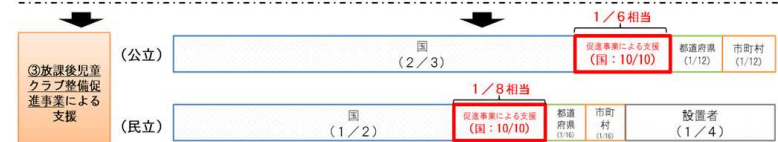
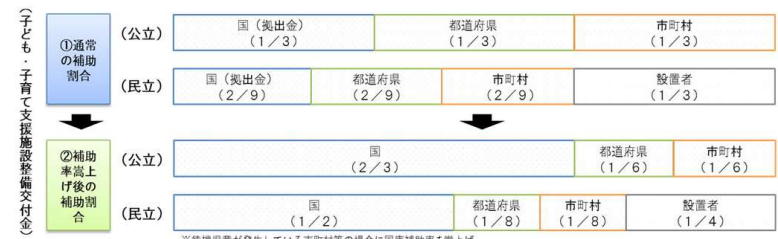
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質的補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質的補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

■ 民生安定助成事業

概要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

助成対象施設	補助の割合		助成対象施設	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	博物館（改修工事）	定額	定額
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	自治会集会所（改修工事）	定額	定額
消防施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）	水泳プール	定額	定額
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	保育用施設	定額	定額
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9.5/10
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	農業用施設	2/3	2/3～8/10
水道	5/10	2/3	林業用施設	2/3	2/3・8/10
ごみ・し尿処理施設	3/10～5/10	5.5/10～2/3	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
老人福祉センター	定額	定額	救難施設	7.5/10	7.5/10
コミュニティ供用施設	定額	定額	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
体育館	定額※	定額※	消防庁舎	5/10	5/10
学習等供用施設（改修工事）	定額	定額	市町村庁舎（改修工事）	3/4（限度額）	3/4（限度額）
公民館（改修工事）	定額	定額	除雪機械	7.5/10	
図書館（改修工事）	定額	定額	まちづくり構想策定支援事業	9/10	9/10
特別集会施設（改修工事）	定額	定額	改修調査	9/10	9/10
児童館	定額	定額	汚水処理施設	5.5/10～2/3	6/10～7.5/10
保健相談センター	定額	定額			

※ [離島地域に所在する地方公共団体である場合] 定額又は経費（事業費）に2/3を乗じた額のいずれか高い額

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）

概要

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

- 根拠：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条
- 対象：特定防衛施設周辺の特定防衛施設関連市町村に限る

対象事業のうち公共用の施設

政令第14条第1項に掲げる公共用の施設	公共用の施設の内容（例）
交通施設及び通信施設	市町村道、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、歩道、道路標識、有線放送施設、無線放送施設、サイレン警報施設 等
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール 等
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、上水道、下水道、排水路、火葬場、公衆便所 等
教育文化施設	学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家 等
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター 等
社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園 等
消防に関する施設	防火水そう、消火栓、消防団庫 等
産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の協同貯蔵所又は共同作業所、養魚施設、織物・窯業等 地場産業の保護・育成のための施設 等

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジェット飛行場	千歳飛行場	苫小牧市 千歳市
	三沢飛行場	三沢市 青森県上北郡 東北町
	八戸飛行場	八戸市
	松島飛行場	石巻市 東松島市
	百里飛行場	行方市 銚田市 小美玉市
	入間飛行場	狭山市 入間市
	下総飛行場	柏市 鎌ヶ谷市
	横田飛行場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫黄島飛行場	東京都小笠原村
	厚木飛行場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小松飛行場	小松市 加賀市
	岐阜飛行場	各務原市
	浜松飛行場	浜松市
	美保飛行場	米子市 境港市
	岩国飛行場	岩国市
	築城飛行場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町
	芦屋飛行場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新田原飛行場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿屋飛行場	鹿屋市
	嘉手納飛行場	沖縄市 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演習場（射撃場を含む。）	上富良野演習場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北海道大演習場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市 北広島市
	然別演習場	北海道河東郡 鹿追町
	矢臼別演習場	北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩手山中演習場	八幡平市 滝沢市
	王城寺原演習場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白河布引山演習場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相馬原演習場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関山演習場	妙高市 上越市
	北富士演習場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東富士演習場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗庭野演習場	高島市
	日本原演習場	津山市 岡山県勝田郡 奈義町
	大矢野原演習場	熊本県上益城郡 山都町
	日出生台演習場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	霧島演習場	えびの市 鹿児島県始良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
	キャンプ・ハンセン	名護市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三沢対地射撃場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡 伊江村
鳥島射撃場	沖縄県島尻郡 久米島町	
久米島射撃場	沖縄県島尻郡 久米島町	
出砂島射撃場	沖縄県島尻郡 渡名喜村	

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村	
港	大湊港に所在する防衛施設	むつ市	
	横須賀港に所在する防衛施設	横須賀市	
	舞鶴港に所在する防衛施設	舞鶴市	
	呉港に所在する防衛施設	呉市	
	佐世保港に所在する防衛施設	佐世保市 西海市	
湾	那覇港に所在する防衛施設	那覇市	
	金武中城港に所在する防衛施設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市	
弾薬庫	陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡 白老町	
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町	
	陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	高崎市	
	陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京田辺市 京都府相楽郡 精華町	
	川上弾薬庫	東広島市	
	切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	江田島市	
	試験場	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市 うるま市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
		下北試験場	青森県下北郡 東通村
		霞ヶ浦飛行場	土浦市 茨城県稲敷郡 阿見町
	ハリ飛行場	宇都宮飛行場	宇都宮市
相馬原飛行場		群馬県北群馬郡 榛東村	
木更津飛行場		木更津市	
徳島飛行場		徳島県板野郡 松茂町 佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町	
目達原飛行場		佐賀県三養基郡 上峰町	
普天間飛行場		宜野湾市	
その他	キャンプ座間	相模原市 座間市	
	相模総合補給廠 池子住宅地区及び海軍補助施	相模原市 逗子市	
	小牧基地	春日井市 小牧市 愛知県西春日井郡 豊山町	
	牧港補給地区	浦添市	
	北部訓練場	沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村	
	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村	
	計	73 施設	120 市町村

(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和6年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,515	2,102	413	200

社会福祉事業施設等貸付事業
 利子補給金
 2,705,514千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年0.600%~1.700% (年0.700%~1.300%)	年0.600%~1.700% (年0.700%~1.300%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
 (注3) 貸付金利は令和6年1月4日現在の建築資金【20年以内】の金利。
 ()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
 (注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和6年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,317	1,454
医療貸付事業	1,137	1,061
合計	2,454	2,515



○貸付の具体例(新築の場合)

区分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年1.2% (年0.800%) (据置期間中無利子)

区分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年1.3% (年0.900%)

区分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年1.2% (年0.800%)

○災害復旧資金(社会福祉施設等の場合)

限度額	90%
貸付金利	無利子

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
建築用木材供給・利用強化対策

【令和6年度予算概算決定額 1,000,621 (1,197,980) 千円】
 (令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 1,800,000千円)
 (令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内数)

<対策のポイント>

森林経営の持続性を担保しつつ、**サプライチェーンの強化**や建築用木材の利用実証・普及等の**都市の木造化等促進**、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた**建築物への利用環境整備**による安定需要拡大を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 整理番号39、40

- ① 中層建築物に重点を置いた**建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等)の利用実証**、改正建築基準法等に対応した**強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及**を支援します※1。
- ② **円滑な木材供給のための環境整備**に向け、川上から川下までが連携した**木材安定供給体制の構築**や、**JAS製材サプライチェーン構築**に向けた中小工務店と製材工場のマッチング、木材産業における**作業安全推進**や**輸送効率化に向けた取組**等を支援するとともに、**外国人材の受入れに向けた環境整備**を実施します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 整理番号41

- ① CLTの普及に向け、**寸法の標準化に係る設計・建築の実証等**※1を支援します。
- ② 中高層・非住宅建築物へのCLT・LVLや製材等の利用に向け、**標準的な木造化モデルの作成**や**低コストな接合金物の開発**等を支援します。
- ③ **大径材等の活用に向けた設計手法**や**効率的な加工技術の開発・普及**を支援します。
- ④ **CLT建築物等の設計者・施工者の育成**への支援や**BIM**※2を活用した**設計・施工手法等の標準化**に向けた検討、森林・林業の持続可能性を求める国際的な動きに対応した**木材供給に向けたガイダンスの検討**を実施します。

※1 都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援
 ※2 BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

<対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、横架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

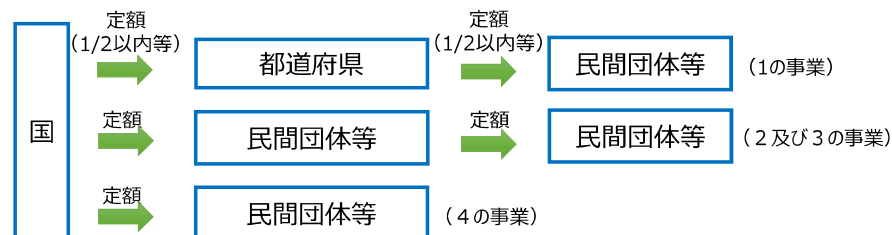
<事業の内容>

- 1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備** 整理番号6
スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 2. 花粉症対策木材利用促進** 整理番号42
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等における、スギJAS構造材等の利用の促進を支援します。
- 3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**
スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**
スギ材を活用した建築物の木造・木質化を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】
 (1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
 (4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

<対策のポイント>

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

<事業の内容>

1. CLT建築実証支援

整理番号43

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

2. JAS構造材実証支援

整理番号44

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援

整理番号45

これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

<事業イメージ>

木材製品の消費拡大対策



Hafnium Architects (福山弘) / 建築写
CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1、2事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
 (3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和6年度予算概算決定額 56,706千円】

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果を見える化**する取組を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート、工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

＜事業の内容＞

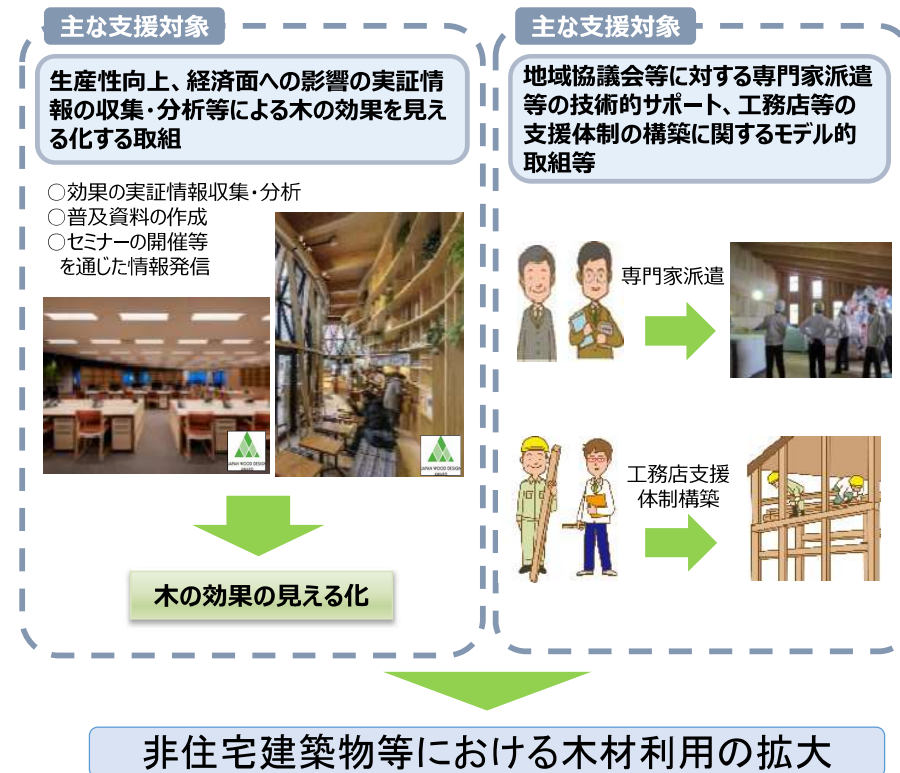
1. 木の建築物の効果検証・発信

非住宅建築物の木質化を促進するため、**利用者の生産性向上や経済面への影響の実証情報の収集・分析等**を通じて、**木質化の効果を見える化**する取組を支援します。

2. 地域における非住宅木造建築物整備推進

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、**地域協議会等への専門家派遣**や、地域での木造建築物整備を担う**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的な取組等を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)